

# 公益財団法人滋賀レイクスターズ会員に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、定款第43条の規定に基づき、当財団の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会員の愛称)

第2条 当財団の会員を「ファンドサポーター」と愛称する。

## (会員の種別)

第3条 当財団の会員は次の2種とする。

- (1) 個人会員 当財団の事業に賛同し、後援する個人
- (2) 法人会員 当財団の事業に賛同し、後援する法人及び団体

## (入会手続)

第4条 当財団の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を提出しなければならない。

## (会費)

第5条 会員は、入会の申込みを行った後、速やかに次の会費を納入しなければならない。

- (1) 個人会員 1口 5,000円
  - (2) 法人会員 基準額 30,000円
- 2 法人会員は、前項の基準額によらず、その自由な意思で会費を決めることができる。
- 3 会費については、毎事業年度における合計額の50%以上を当該事業年度の公益目的事業に充てるものとする。

## (会員の資格)

第6条 会員期間は、会費納入後から当該事業年度末までとする。

- 2 毎年2月末日までに退会の届出がない場合は、翌年度についても継続して会員となる申込みをしたものとみなす。
- 3 会員が次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。
  - (1) 会費を継続して3ヶ月以上納入しなかったとき
  - (2) 当該会員が死亡したとき

## (退会手続)

第7条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合は、理事会の決議を経て、除名することができる。この場合、当該会員に対し、事前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款及び本規程その他当財団の規程に違反したとき
- (2) 当財団の名誉を傷つけ、又は当財団の目的に反する行為があったとき

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、一般財団法人滋賀レイクスターズ設立の登記の日から施行する。